

＜一般委託＞

国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託 仕様書

国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを、かかりつけ医と連携しながら実施し、対象者が自分で体調管理できるように促すことで、人工透析への移行等、糖尿病性腎症の重症化を遅らせることを目的とする。
2	履行期間	契約締結日から平成31年3月31日
3	施行場所	横須賀市福祉部健康保険課および委託者の指定場所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
6	関係法規	—
7	資格要件	(1)平成25年4月1日以降に、国民健康保険の被保険者数10万人以上の地方公共団体が発注した、糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託(業務内容に、糖尿病の治療中かつCKD重症度分類ステージG4及びG3の対象者に対する指導を含むもの)の契約を、元請けとして締結し完了した実績があること。 (2)専門人材(医師・保健師・看護師・管理栄養士)でかつ糖尿病及び慢性腎臓病の病態や治療方法について、十分な知識・技術を習得した者を配置し、十分な教育体制を整えていること。 (3)事業に携わる専門職は日本糖尿病療養指導士・糖尿病認定看護師または、循環器系もしくは糖尿病系の3年以上の臨床経験があり糖尿病性腎症重症化予防のための研修を受けている者であること。
8	契約方法	総価契約 + 単価契約
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市福祉部健康保険課 小野 電話 046-822-8227

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

内訳書(上段:総価契約 下段:単価契約)

【総価契約分】

(税抜き)

No.	業務名等	主な内容等	単位	数量	単価(円)	金額 (円)
1	全体プログラム作成等業務	事業の全体像を記した事業プログラムの作成、事業プログラム終了後、事業の評価、報告書の作成、問合せへの対応など	式	1		
①総価契約 小計						

【単価契約分】

(税抜き)

No.	業務名等	主な内容等	単位	予定数量	上限単価 (円)	契約単価 (円)	金額 (円)
2	案内通知書作成発送業務	「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」参加案内等の作成、発送、参加確認書及び生活指導確認書の集計、参加に同意した対象者の一覧表作成など	件	194	600		
3	参加勧奨業務	案内通知書の発送後に対象者へ電話し、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」及びかかりつけ医向けの書類の説明を行い参加への同意を得られるよう勧奨する。	件	156	1,000		
4	糖尿病性腎症重症化予防指導業務	個別の支援計画の作成、別紙1の3「指導内容の詳細」の面談または電話による指導、指導内容に沿った資料及び教材の提供、月次実施報告書及び指導報告書の作成など	件	21	137,500		
②単価契約 小計							

①+②合計(入札価格)

- 1 単価契約部分における契約単価は、項目ごとに定める上限単価を超えることができない。
- 2 単価契約部分における契約単価欄は、契約者が記入する。
- 3 総価契約部分における単価、金額欄は、契約者が記入する。
- 4 単価契約部分は、項目ごとに予定数量と契約単価を乗じて金額欄を計算し、小計を算出すること。
- 5 上記の【①総価契約 小計】と【②単価契約 小計】を合計した金額を入札金額とすること。

国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託仕様書

1 件名

国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託

2 概要

横須賀市（以下、「甲」という。）は国民健康保険の特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の結果から糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる被保険者に対して保健指導を行う「国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務」を、専門性を有する事業者（以下、「乙」という。）へ委託し、実施する。

3 目的

糖尿病患者にかかりつけ医と連携しながら、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラム（以下「事業プログラム」という。）を実施して、患者が自分で体調管理できるように促し、結果として QOL（生活の質）が高まり、人工透析への移行等、糖尿病性腎症の重症化を遅らせることで中長期的な観点から医療費を抑制することを目的とする。

4 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日とする。

5 履行場所

横須賀市福祉部健康保険課

6 業務の主な流れ

- (1) 事業プログラムの開始時期は、8 月上旬を予定。詳細は契約後に甲乙協議の上決定することとする。
- (2) 甲は、平成 29 年度特定健康診査の受診者から指導候補者（以下、「候補者」とする。）を選定し、候補者リストを乙へ提供する。
- (3) 乙は、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」参加案内文書等を作成し、候補者に送付する。送付後は候補者に電話勧奨を行い、参加者を募る。予定数に達した時点で募集を締め切りとする。
- (4) 候補者は、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」参加案内文等を受け取る。
 - ア 参加する場合は、参加する旨を明記した参加確認書を返信用封筒を用いて乙へ提出する。また、かかりつけ医に指導参加について協力依頼をする。かかりつけ医は生活指導確認書兼請求書に必要事項を記入し、返信用封筒を用いて甲へ提出する。
 - イ 参加しない場合は、不参加の旨を明記した参加確認書を返信用封筒を用いて乙へ

提出する。

- (5) 提出された生活指導確認書の内容について、事業プログラム実施の是非を甲乙協議の上、指導対象者（以下、「対象者」という。）を決定する。すべての対象者の決定後2週間をめぐりに参加確認報告書（別紙2の1）を作成し、参加確認書及び生活指導確認書の原本とともに甲へ提出する。
- (6) 乙は、上記で決定した対象者に事業プログラムを実施する。指導（甲が用意した会場での面談または電話）した月の翌月10日までに月次報告書及び指導報告書を甲へ、指導報告書をかかりつけ医へ提出する。
- (7) 事業完了後、事業全体の評価をまとめた事業報告書を作成し、甲へ提出する。

7 抽出基準

- (1) 下記ア～エの条件に全て該当する者を候補者とする。
 - ア 現在糖尿病に関する治療（内服またはインスリン療法等）を受けている。
 - イ eGFR 30 ml/分/1.73 m²以上 60 ml/分/1.73 m²未満
 - ウ 特定保健指導非該当者
 - エ かかりつけ医が横須賀市医師会の医療機関である者
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、事業プログラム除外者とする。
 - ア 国民健康保険の資格を喪失している者
 - イ 平成29年度の事業プログラムを利用した者
 - ウ 人工透析治療中の者
 - エ 1型糖尿病の者
 - オ 腎移植手術を受けた者
 - カ がん治療中、重度の合併症を有する者（治療が終了し、経過観察中の者は対象者とすることがある）
 - キ 終末期及び認知機能障害がある者
 - ク 精神疾患を有する者
 - ただし、不安神経症、うつ病、神経症、心身症等は対象者とするが、これらの精神疾患であっても症状の安定が確認できない場合は除外者とすることがある。
 - ケ 事業プログラムの実施に問題があるとかかりつけ医が判断した者

8 業務量等

- (1) 全体プログラム作成等業務 一式
- (2) 案内通知書作成発送業務 194件（対象：候補者数194人）
- (3) 参加勧奨業務 156件（対象：候補者数156人）
- (4) 糖尿病性腎症重症化予防指導業務 21件（対象：指導対象者数21人）

※上記の(2)、(3)、(4)の数値は、予定数量であるため、発注件数を保証するものではない。

9 内容

(1) 本事業における業務内容は以下のとおりとする。

ア 糖尿病性腎症重症化予防指導（以下、「指導」という。）

対象者自身が自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取組を継続的・効果的に行うことができる個別の支援計画を提供するとともに対象者に対して服薬管理、食事療法、運動療法等の生活習慣全般に係るマネジメントを行う。実施期間は、別紙1の3(1)で定める期間を原則とする。

イ 事業プログラムの作成

乙は甲と協議の上、指導の事業実施について事業の全体像を記した事業プログラムを作成する。事業に際し、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年版】」（以下、「標準的プログラム」という。）を十分留意することとし、事業プログラムは別紙1の(3)を満たす内容とすること。なお、事業プログラムに基づき指導を実施するにあたり糖尿病性腎症の重症化予防に適した使用資料、教材及び機材を調達し、事前に提出の上、内容及び使用方法等について甲と調整することとする。

ウ 問合せへの対応

対象者及び対象者のかかりつけ医から寄せられる指導に関する問合せについて専門職による電話対応を行う。

エ 報告書の作成

乙は甲及び対象者のかかりつけ医に対して事業の実施状況を各種報告書にまとめ報告する。報告書の提出先・内容・作成時期・様式等は「別紙2 報告及び評価について」のとおりとする。

(2) 本事業の詳細は、「別紙1 糖尿病性腎症重症化予防指導の詳細」のとおりとする。

(3) 関係機関との連携

本事業を実施するにあたり、関係機関及び甲が主催する会議に出席し、必要に応じ、事業の詳細内容、担当専門職による具体的な事例、事業実施前後での効果に関する報告を行う。

(4) 評価

本事業の実施による効果分析を行うため、指導の評価を行い、評価結果を甲へ提出する。評価は対象者ごとに行うこととする。評価の内容及び時期については、「別紙2 報告及び評価について」のとおりとする。

(5) 本事業に係る対象者の自己負担額は無料とするが、医療費および移動手段に必要な費用は自己負担とする。乙は本事業に係る必要経費を全て委託料に含めることとする。なお、生活指導確認書に係る費用は甲が負担する。

10 支払方法

(1) 完了届の提出による検査終了後、請求書の提出により一括で支払う。

(2) 内訳書 No4「糖尿病性腎症重症化予防指導業務」の実施にあたり、対象者がプログ

ラムを中断した場合は、実施したプログラムまでの単価による支払とする。乙は契約後速やかに甲乙協議を行い、プログラムを決定した上で、No4「糖尿病性腎症重症化予防指導業務」の契約単価の内訳（プログラム単価）を、提出すること。

11 個人情報の取扱い

- (1) 乙は、横須賀市個人情報保護条例第 14 条の規定を遵守し、業務上知り得た事項について、他に漏らし又はこれを利用してはならない。また、第三者に提供及び利用させてはならない。なお、本守秘義務は、本業務の完了後においても存続する。
- (2) 別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」の規定を遵守すること。

12 データ及び記録の保管管理

(1) 及び(2)のデータについては、契約締結後に甲が乙に電子媒体にて提供する。その他、事業プログラムの実施に必要と認められるデータで、甲が提供可能なものについては甲乙協議の上で提供する。

(1) 支給品及び貸与品（入力帳票・データ等含む）

本事業の候補者リストを契約締結後に貸与する。リストの項目については別紙3のとおりとする。

(2) ユーザ外字

- ・登録文字数が多いため、拡張が必要となる。
 - ・ユーザ外字の文字フォントファイルは横須賀市から提供する。
- なお、この外字文字フォントファイルの利用は、横須賀市との契約に限る。

項目	内容
文字コード	UTF-16 LE(リトルエンディアン) BOM 有
文字集合	JIS X 0213:2004 (JIS2004) + 外字
文字フォント	FA JIPS 明朝※(JIPS 字形 ゼロスラッシュなし)
外字ファイル	●●●●●.TTE および▲▲▲▲▲.TTF
未登録外字	「★」（印刷時は空白化が必要）
外字コード表	外字領域一覧表 YYYYYMMDD(E000-F8FF).pdf および 別紙 1 __横須賀市向け外字フォント__全文字一覧(FAJIPS 明朝).pdf
受け渡し媒体	CD-ROM または DVD-ROM (書込み可能端末にて出力)

※NEC 製「FontAvenue UniAssist Web 外字 Ver.3.0」製品に含まれている「FA JIPS 明朝」フォントを用いるため、取り扱う端末の数の同製品のライセンスが必要となる。

・甲は、提供データ内のメーカー外字、拡張領域の外字についてすべて印字出力が可能なこと。

(ただし、外字対応が不可能な場合には、常用漢字での対応となる理由を印刷物に明記することで、これに代えることができるものとする)

(3) 支給品、貸与品及び成果品の授受上の留意事項

個人情報に記載されたもの及び公印規則に規定された公印が押印された又は刷り込まれたものを搬送する場合は、施錠可能な鞆を使用し、施錠し運搬すること。

(4) 複写・複製の禁止の解除

必要が生じたときは、甲の許可を書面で受けるものとする。

(5) 廃棄の指示

乙が作成した、本事業に関連するすべての情報の記録等については、委託契約期間終了後、甲の管理のもと乙の責任において完全に消去するものとする。なお、乙は、一連の作業終了後に、完全に消去した旨を書面により提出すること。また、文書作成において誤字及び汚損分等が生じたときは、その都度甲の指示により、乙の負担において原則焼却処分するものとする。

(6) 作業用入力機は、ネットワークに繋がっていないこと。また、作業場所は、セキュリティロックがかかる部屋等の情報漏えい防止に配慮されていること。

13 対象者への対応

(1) 指導中断者への対応

ア 指導への参加の申し込みを行ったまま連絡がない者及び初回の面談による支援の後に連絡がとれない者に対して電話連絡を行い、状況を把握するとともに指導の継続に向けた調整を行う。曜日と時間を変えて5回以上架電しても不通の場合等は速やかに甲へ報告し、甲乙協議の上で指導中断者か否か決定した後に中断報告書を提出する。

イ 国民健康保険の資格喪失、転居及びその他やむを得ない理由により指導への参加を中断する者について、状況把握後速やかに中断報告書にて甲へ報告する。

(2) 苦情及び事故対応

苦情が寄せられた場合や事故が発生した場合は、事故等報告書にて甲に速やかに報告する。

14 人員体制

乙は、本事業に際し、対象者数に見合った十分な専門人材（糖尿病の臨床経験、栄養管理等に携わった現場経験豊富な専門職（医師・保健師・看護師・管理栄養士））で、糖尿病及び慢性腎臓病の病態や治療方法について、介入に必要な知識・技術を習得したものを配置すること。なお、参加勧奨及び指導に従事する専門職は、下記のアまたはイを満たすものとする。

ア 日本糖尿病療養指導士・糖尿病認定看護師

イ 循環器系もしくは糖尿病系の臨床経験3年以上の十分な経験を有し、糖尿病性腎症重症化予防のための研修を受けた、服薬指導やフィジカルチェックが可能な者であ

ること。

※乙は、契約後すみやかに、本事業に従事する人員を選定し、上記を証明する書類等を提出した上で、甲の承認を得ること。

15 事業内容等の確認をするため、甲が指導の立会を実施する場合は速やかに応じること。

16 法令遵守

当該業務に関連する法令（労働基準関連法令等）について遵守すること。

17 協議

本記載に定めのない事項その他本記載内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、円満に解決を図るものとする。

(別紙1)

「糖尿病性腎症重症化予防指導」の詳細

1 候補者の選定

甲は、特定健診の受診者から候補者を選定し、別紙3のとおりCSVデータを作成して乙に提供する。乙は候補者への指導において以下の場合、甲へ速やかに報告し、指導の継続について指示を仰ぐ。

- ア 生活習慣を起因としていない糖尿病患者
- イ 対象者として適切でない者（腎臓移植した可能性がある者、国民健康保険の資格を喪失している者等）
- ウ がん、難病、重度の合併症、精神疾患、認知機能障害等を有する指導に適さない者
- エ その他特別な事情を有する場合（かかりつけ医が横須賀市医師会非会員である場合を含む）

2 参加募集

乙は、甲から提供される候補者リストを基に候補者へ指導への参加募集を行う。募集の中で、糖尿病の治療中断者や未受診者であることが判明した場合は、速やかに甲へ報告し、指導の継続について指示を仰ぐ。

(1) 乙は候補者に下記の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」参加案内文書等を作成し、送付する。(乙は甲へ、候補者に送付した件数がわかる書類を提出すること。)

- ア「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」候補者向け案内文
- イ参加確認書
- ウかかりつけ医向け協力依頼文
- エかかりつけ医向け生活指導確認書兼請求書
- オ返信用封筒（参加確認書用）
- カ返信用封筒（生活指導確認書兼請求書用）

ア～カは、内容について甲と協議の上決定し、乙において印刷・作成する（ア～エはA4両面フルカラー）。オの返送先は乙、カの返送先は甲とする。なお、送付用文書、テキストや教材等の内容については、送付対象者に合わせて甲と協議の上随時調整することとする。

(2) 候補者は、乙から「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」参加案内文書等を受け取り、参加確認書に事業プログラムへの参加の同意不同意を明記し、返信用封筒で乙へ提出する。

(3) 乙は「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」参加案内文書等を送付した候補者のうち、甲が提供する候補者リストにおいて電話番号データがある者対して発送日より数日後に電話をし、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の詳しい内容説明および同意

を得られるよう勧奨する。また、(1)ウ、エのかかりつけ医向けの書類に関する説明も丁寧に行う。候補者が不在等により電話が不通の場合は、曜日と時間を変えて3回以上実施することとする。

- (4) 候補者はかかりつけ医に指導参加について協力依頼をし、同意が得られた場合は、生活指導確認書兼請求書の記入を合わせて依頼する。
- (5) かかりつけ医は生活指導確認書兼請求書に必要事項を記入し、返信用封筒で甲に提出する。
- (6) 提出された生活指導確認書の内容について、事業プログラム実施の是非を甲乙協議の上、指導対象者（以下、「対象者」という。）を決定する。
- (7) 乙は対象者へ電話をして初回面談の予約をとり、初回指導にあたる。専門職は原則指導終了まで継続して支援にあたることとする。
- (8) 面談日決定後、指導を開始する。
- (9) 決定した対象者等について、乙は別紙2の1のとおり参加確認報告書を作成し、参加確認書と生活指導確認書の原本と合わせて甲に提出すること。

3 指導内容の詳細

- (1) 指導の実施にあたり対象者のニーズに沿った個別の支援計画を作成する。対象者一人に対し、甲と協議の上、原則6カ月間の指導プログラムを実施する。
- (2) 初回面談は1時間程度実施することとし、対象者の現病歴・既往歴・疾患に関する生活歴・受診状況（血圧・血清クレアチニン・eGFR・HbA1c・空腹時血糖等の検査値を含む）及び服薬管理状況・生活状況（食生活・運動・ストレスマネジメント等）・家族状況等についてアセスメント調査を行い、対象者ととも指導プログラム期間内における行動目標を設定する。また、資料・教材を使用する場合は指導内容に沿ったものを対象者へ提供し、対象者が重視するべきポイントを説明すること。また、乙は個人別アセスメント調査結果及びかかりつけ医から提供のあった「生活指導確認書」に基づき、個別の支援目標および支援計画を立てる。
- (3) 初回面談後の指導は1か月を基本単位とし、1か月あたり1回以上の指導を行うこととするが対象者の状況に合わせて甲と協議の上、必要な回数を指導すること。指導方法は1回1時間程度の面談または1回30分程度の電話による指導を選択し、本業務の委託期間中に、最低2回の面談を行うこと。指導ごとに受診状況（血圧・血清クレアチニン・eGFR・HbA1c・空腹時血糖等の検査値を含む）及び行動目標の実施状況を確認するとともに、以下の(4)の内容を対象者の状態に応じて指導する。
- (4) 指導の内容は概ね次の内容を含み、「生活指導確認書」に従って主治医の治療方針に沿うものとする。
 - ア 服薬管理について指導する。
 - ・かかりつけ医からの服薬管理指導の有無及び指導内容を確認する。

- ・重複の有無及び適正に服薬されているか確認する。
 - イ 生活指導確認書に沿った食事について指導する。
 - ・食事記録をモニタリングする。
 - ・摂取カロリーを把握する。
 - ・脂質・たんぱく質・炭水化物等の摂取量を分析し、糖尿病性腎症の病期に合わせて指導する。
 - ウ 血糖コントロール、インシュリン抵抗性及び脂質代謝を踏まえた運動療法により指導する。
 - エ 血糖管理について指導する。
 - オ フットケアについて指導する。
 - カ ストレスマネジメントについて指導する。
 - キ 対象者の家族を巻き込んだ生活習慣を改善指導する。
 - ク その他必要と判断されるもの。
- (5) 電話指導においては、対象者と通話できた場合を指導したこととする。不通の場合は指導ができないものとし、電話指導に関する支払は生じないものとする。
- (6) 個別面接の場所は甲と協議の上、別途定めた会場で実施する。なお、指導に必要な会場は、対象者の利便を考慮し、甲が用意するものとする。備品、消耗品等及びプログラム実施期間中に発生するモニタリングツール・指導ツール等の経費は、乙が委託料に計上した費用から負担すること。対象者が期間を通して行動目標が達成できるようなモニタリングツールについては甲と協議の上、用意すること。
- (7) 指導において、かかりつけ医との良好な関係を築き、指導内容について報告及び相談を行うこととする。
- (8) 指導に従事する専門職は、下記のア又はイを満たす者とする。
- ア 日本糖尿病療養指導士・糖尿病認定看護師
 - イ 循環器系もしくは糖尿病系の臨床経験3年以上の十分な経験を有し、糖尿病性腎症重症化予防のための研修を受けた、服薬指導やフィジカルチェックが可能な者であること。
- (9) 乙は、脱落する者がないように創意工夫すること。

4 人員体制

面談、電話等については、対象者数に見合った十分な専門人材を配置して担当制とする。

5 問合わせへの対応

「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」参加案内文等に電話番号を記載し、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」参加案内文書等の発送から事業プログラム終了まで問合わせに対応する。問い合わせに対応する者は原則専門職が行うこととする。

6 評価

指導終了後に事業全体の評価を行う。

- (1) 事業の効果分析及び評価は、指導後に対象者から提供を受けた検査データを用いて、対象者の客観的な検査値の推移、対象者本人による自己管理や QOL（生活の質）に関する自己評価、指導を行った保健師・看護師・管理栄養士の指導記録により行う。
- (2) 指導期間中に得た収縮期血圧、拡張期血圧、血清クレアチニン、eGFR、HbA1c、空腹時血糖等の検査データを用いて、指導開始から終了までの検査値の推移を確認できる表などの書式を用いて評価する。
- (3) 自己管理や QOL に関して対象者本人による評価を指導期間の初回・最終の計 2 回実施し、評価する。また、最終での評価においては行動目標の達成状況においても評価する
- (4) 定期的な受診の有無・服薬管理・生活状況（食生活・運動・ストレスマネジメント等）における改善状況について評価する。
- (5) 甲に対して、進捗状況を必要に応じて報告すること。

7 その他

- (1) 指導実施中、乙は対象者の状況を把握するとともに、対象者自身が健康状態を理解し、生活習慣改善のための取り組みを継続的に行えるよう阻害要因を明らかにし、適切かつわかりやすい指導助言に努めること。
- (2) 指導を実施する際は、身分証を携帯し、対象者へ必ず提示すること。
- (3) 指導を実施する際に、必要と思われる医薬品を揃え、病人が発生した場合など臨機応変な措置をとると共に、甲へ速やかに報告すること。
- (4) 対象者からの苦情や意見等は、適宜甲へ報告すること。
- (5) 対象者に対して医療機関および医師等の選択に影響するような発言は厳に慎むこと。
- (6) 対象者へ送付する案内や指導ツール等については、必ず事前に甲の了解を得ること。
- (7) 実施の詳細については、あらかじめ甲と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、かならず甲の指示を受けて実施すること。
- (8) その他留意事項については「標準的プログラム」を遵守すること。

(別紙2)

報告及び評価について

乙は以下の報告及び評価について甲へ納品する。指導実施ごとおよび事象発生時ごとの報告は紙媒体とし、プログラム終了後はすべての報告書を電子媒体（CD-R）にて提出すること。なお、形式はMicrosoft Excel 又は Word とする。

1 参加確認報告書

全ての候補者において対象者とするか否かを決定した後2週間をめぐり、候補者氏名、参加案内文書送付日、電話勧奨日、参加申し込みの有無、参加申し込みのあった者に対して対象者としたか否か、対象者としなかった場合の理由、初回面談予定日について報告書を作成し、甲に提出する。

2 月次実施報告書

指導を実施した月の翌月10日までに、指導プログラムの実施日をまとめた報告書を作成し、甲へ提出する。

3 指導報告書

指導を実施した月の翌月10日までに報告書を作成し、事前に甲に提出のうえ、了解が得られた後、かかりつけ医へ提出する。

① 初回指導報告書

別紙1の3(2)のとおり実施したアセスメント調査結果、面談において決定した行動目標、支援目標及び支援計画、指導内容を報告する。

② 継続指導報告書

支援目標及び支援計画の進捗状況、今後のプランの見直し、別紙1の3(3)、(4)のうち実施した指導内容について報告書を作成する。なお、指導が終了した対象者については最終の指導報告書にて評価を行う。

③ 終了時報告書

指導期間中の指導内容、行動目標の達成状況、支援目標及び支援計画の達成状況、対象者から提供を受けた検査データの推移、対象者本人による自己管理やQOL(生活の質)に関する自己評価、定期的な受診の有無・服薬管理・生活状況(食生活・運動・ストレスマネジメント等)における改善状況について評価する。

4 事業報告書

別紙1の6(1)から(4)の内容を満たす報告書を作成し、事業全体の評価を行い、契約期間内に甲へ報告する。

5 中断報告書

指導中断者と決定した後は速やかに、中断者氏名、中断を把握した日、架電した場合は架電した日時、通話の有無、通話内容、中断理由等について報告書を作成し甲に提出する。

6 事故等報告書

苦情及び事故等が発生した場合は速やかに、対象者氏名、発生日時、苦情内容、事故等発生状況、対応内容等について報告書を作成し、甲に提出する。

外部インタフェース仕様書	作成日	版	作成者
		初	

サブシステム	HT	国民健康保険(健診)
--------	----	------------

ファイルID	VERF8250	名称	候補者一覧(外部委託用)	
ヘッダ有無	有	用途	帳票	
ファイル編成	可変長	文字コード	UTF16	
改行コード	有	文字列引用符	なし	
BOMの有無	有	エンディアン	リトルエンディアン	
説明	特定健診結果票の印刷外部委託用ファイル			
交換規則	(送信/受信)	(交換先)	(交換時期、周期)	
	送信する	糖尿病性腎症重症化予防プログラム外部委託業者	候補者抽出後	
ファイル名規則				
利用可能な文字	(文字一覧)		(説明)	
禁止カナ(全角カナ)				
禁止カナ(半角カナ)				
禁止英字(半角英数)				
許可記号(半角英数)				
許可記号(半角カナ)				

NO.	データ編集元	NO.	データ編集元
1	FZ住民情報	4	VG実施情報
2	FZ国民健康保険情報	5	VG結果情報
3	FZ送付先情報		

No.	項目	型 フォーマット	桁数	開始	終了	ソート		抽出元		内容	
						順位	種別	編集元	データ	コード種別 ID	初期値
1	No	英数字	15						No		
2	宛名番号	英数字	15						宛名番号		
3	保険者番号	英数字	8								
4	被保険者等記号	英数字	2								
5	被保険者等番号	英数字	8								
6	郵便番号	英数字	8						郵便番号		
7	住所	全角	200						住所		
8	方書	全角	200						方書		「(様方)」なし
9	氏名	全角	100						氏名		敬称なし
10	カナ氏名	全角	100						カナ氏名		
11	性別	全角	1						性別		男、女

No.	項目	型 フォーマット	桁数	開始	終了	ソート			抽出元		内容	
						順位	種別	編集元	データ	コード種別 ID	初期値	詳細
12	生年月日 西暦	英数字	8						生年月日 西暦			例:19470128
13	年齢	英数字	3						受診時年齢			
14	電話番号1	英数字	12						健診			
15	電話番号2	英数字	12						国保資格			
平成29年度												
16	機関コード	英数字	15						機関コード			末尾5桁0埋め
17	実施年月日 西暦	英数字	8						実施年月日 西暦			例:20170801
18	服薬1(血圧)	英数字/全角	10						質問1			
19	服薬2(血糖)	英数字/全角	10						質問2			
20	服薬3(脂質)	英数字/全角	10						質問3			
21	既往歴1(脳血管)	英数字/全角	10						質問4			
22	既往歴2(心血管)	英数字/全角	10						質問5			
23	既往歴3(腎不全・人工透析)	英数字/全角	10						質問6			
24	喫煙習慣	英数字/全角	2						質問8			あり、なし
25	身長	英数字	10						身長			
26	体重	英数字	10						体重			
27	BMI	英数字	10						BMI			
28	腹囲	英数字	10						腹囲(実測)			
29	血圧(収縮期)	英数字	10						血圧(収縮期)			
30	血圧(拡張期)	英数字	10						血圧(拡張期)			
31	既往歴	英数字/全角	10						既往歴			
32	既往歴-具体的な既往歴	英数字/全角	128						既往歴-具体的な既往歴			
33	尿糖	英数字/全角	10						尿糖			
34	尿蛋白	英数字/全角	10						尿蛋白			
35	中性脂肪	英数字	10						中性脂肪			
36	HDLコレステロール	英数字	10						HDLコレステロール			
37	LDLコレステロール	英数字	10						LDLコレステロール			
38	AST(GOT)	英数字	10						AST(GOT)			
39	ALT(GPT)	英数字	10						ALT(GPT)			
40	γ-GTP	英数字	10						γ-GTP			
41	空腹時血糖	英数字	10						空腹時血糖			
42	随時血糖	英数字	10						随時血糖			

No.	項目	型 フォーマット	桁数	開始	終了	ソート			抽出元		内容	
						順位	種別	編集元	データ	コード種別 ID	初期値	詳細
43	HbA1c(NGSP)	英数字	10						HbA1c(NGSP)			
44	ヘマトクリット値	英数字	10						ヘマトクリット値			
45	血色素量	英数字	10						血色素量			
46	赤血球数	英数字	10						赤血球数			
47	クレアチニン	英数字	10						クレアチニン			
平成28年度												
48	機関コード	英数字	15						機関コード			末尾5桁0埋め
49	実施年月日 西暦	英数字	8						実施年月日 西暦			例:20170801
50	服薬1(血圧)	英数字/全角	10						質問1			
51	服薬2(血糖)	英数字/全角	10						質問2			
52	服薬3(脂質)	英数字/全角	10						質問3			
53	既往歴1(脳血管)	英数字/全角	10						質問4			
54	既往歴2(心血管)	英数字/全角	10						質問5			
55	既往歴3(腎不全・人工透析)	英数字/全角	10						質問6			
56	喫煙習慣	英数字/全角	2						質問8			あり、なし
57	身長	英数字	10						身長			
58	体重	英数字	10						体重			
59	BMI	英数字	10						BMI			
60	腹囲	英数字	10						腹囲(実測)			
61	血圧(収縮期)	英数字	10						血圧(収縮期)			
62	血圧(拡張期)	英数字	10						血圧(拡張期)			
63	既往歴	英数字/全角	10						既往歴			
64	既往歴-具体的な既往歴	英数字/全角	128						既往歴-具体的な既往歴			
65	尿糖	英数字/全角	10						尿糖			
66	尿蛋白	英数字/全角	10						尿蛋白			
67	中性脂肪	英数字	10						中性脂肪			
68	HDLコレステロール	英数字	10						HDLコレステロール			
69	LDLコレステロール	英数字	10						LDLコレステロール			
70	AST(GOT)	英数字	10						AST(GOT)			
71	ALT(GPT)	英数字	10						ALT(GPT)			
72	γ-GTP	英数字	10						γ-GTP			
73	空腹時血糖	英数字	10						空腹時血糖			

No.	項目	型 フォーマット	桁数	開始	終了	ソート			抽出元		内容	
						順位	種別	編集元	データ	コード種別 ID	初期値	詳細
74	随時血糖	英数字	10						随時血糖			
75	HbA1c(NGSP)	英数字	10						HbA1c(NGSP)			
76	ヘマトクリット値	英数字	10						ヘマトクリット値			
77	血色素量	英数字	10						血色素量			
78	赤血球数	英数字	10						赤血球数			
79	クレアチニン	英数字	10						クレアチニン			
平成27年度												
80	機関コード	英数字	15						機関コード			末尾5桁0埋め
81	実施年月日 西暦	英数字	8						実施年月日 西暦			例:20170801
82	服薬1(血圧)	英数字/全角	10						質問1			
83	服薬2(血糖)	英数字/全角	10						質問2			
84	服薬3(脂質)	英数字/全角	10						質問3			
85	既往歴1(脳血管)	英数字/全角	10						質問4			
86	既往歴2(心血管)	英数字/全角	10						質問5			
87	既往歴3(腎不全・人工透析)	英数字/全角	10						質問6			
88	喫煙習慣	英数字/全角	2						質問8			あり、なし
89	身長	英数字	10						身長			
90	体重	英数字	10						体重			
91	BMI	英数字	10						BMI			
92	腹囲	英数字	10						腹囲(実測)			
93	血圧(収縮期)	英数字	10						血圧(収縮期)			
94	血圧(拡張期)	英数字	10						血圧(拡張期)			
95	既往歴	英数字/全角	10						既往歴			
96	既往歴-具体的な既往歴	英数字/全角	128						既往歴-具体的な既往歴			
97	尿糖	英数字/全角	10						尿糖			
98	尿蛋白	英数字/全角	10						尿蛋白			
99	中性脂肪	英数字	10						中性脂肪			
100	HDLコレステロール	英数字	10						HDLコレステロール			
101	LDLコレステロール	英数字	10						LDLコレステロール			
102	AST(GOT)	英数字	10						AST(GOT)			
103	ALT(GPT)	英数字	10						ALT(GPT)			
104	γ-GTP	英数字	10						γ-GTP			

No.	項目	型 フォーマット	桁数	開始	終了	ソート			抽出元		内容	
						順位	種別	編集元	データ	コード種別 ID	初期値	詳細
105	空腹時血糖	英数字	10						空腹時血糖			
106	随時血糖	英数字	10						随時血糖			
107	HbA1c(NGSP)	英数字	10						HbA1c(NGSP)			
108	ヘマトクリット値	英数字	10						ヘマトクリット値			
109	血色素量	英数字	10						血色素量			
110	赤血球数	英数字	10						赤血球数			
111	クレアチニン	英数字	10						クレアチニン			

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に

従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。